

二級建築士名簿及び木造建築士名簿閲覧規程

(目的)

第1条 この二級建築士名簿及び木造建築士名簿閲覧規程（以下「閲覧規程」という。）は、公益社団法人熊本県建築士会（以下「本会」という。）が、建築士法（昭和25年法律第202号）（以下「法」という。）第10条の20の規定に定める指定登録機関として行う二級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務並びに二級建築士名簿及び木造建築士名簿を一般の閲覧に供する事務（以下「二級建築士等登録事務」という。）のうち、法第6条第2項の規定に基づく二級建築士名簿及び木造建築士名簿（以下「名簿」という。）を一般の閲覧に供する事務（以下「閲覧業務」という。）に関する事項について、必要な事項を定めるものとする。

(登録名簿閲覧所の設置)

第2条 名簿の閲覧所は、本会事務局に設置するものとする。

(閲覧日及び時間)

第3条 名簿の閲覧事務を行う日は、次に掲げる日以外の日とする。

- (1) 日曜日並びに土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年の1月4日までの日（前各号に掲げる日を除く。）
 - (4) その他、本会の業務等で本会事務局が不在となる日及び不在となる時間
- 2 閲覧時間は、名簿の閲覧事務を行う日の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(閲覧事項)

第4条 閲覧事項は、以下の登録事項を対象とするものとする。

氏名、生年月日、性別、登録番号、登録年月日、合格年月・合格番号、処分履歴、法定講習終了年月日・終了番号

(閲覧申請)

第5条 本会は、名簿の閲覧を希望する者からその旨の申し出があった場合には、本会が別に定める二級建築士名簿及び木造建築士名簿閲覧申請書に所定の事項を記入させ、これを受け付けるものとする。

(閲覧方法及び登録内容証明の発行)

第6条 閲覧申請者は、本会に備える閲覧用の「建築士・事務所登録閲覧システム」を用いて閲覧するものとする。

2 本会は、閲覧に供された登録事項を謄写した書面の交付を希望する者がいる場合は、実費相当額を徴収し、登録内容証明書を発行することができるものとする。

(名簿の撮影及び転写の禁止)

第7条 閲覧者は、名簿及びこれに関する書面等（ただし、前条第2項により自ら発行を受けた書面を除く。）をカメラによる撮影又は複写機による転写をしてはならない。

(閲覧の停止及び禁止)

第8条 本会は、名簿を閲覧し、又は閲覧しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(1) 他の閲覧者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められるとき

(2) この規程に違反し、又は係員の指示に従わないとき

(その他)

第9条 その他、閲覧の実施に関し必要な事項は、本会会長が定めることができる。

附則

この規程は、平成22年4月1日より施行する。

平成25年4月1日 変更